

広陵町体育施設使用料の見直しに
関する審議結果

(答申)

本町におきましては、町民の皆さまそれぞれの目的やライフスタイルに合わせたスポーツを楽しむ機会や施設を快適に利用いただけるよう利便性の向上に努めているところです。

体育館の設置につきましては、広陵中央体育館、広陵東体育館、広陵西体育館、広陵北体育館、真美ヶ丘体育館の5つの体育館が設置されています。これらの体育館のうち、広陵中央体育館は大規模改修工事を実施済みですが、広陵東体育館、広陵西体育館及び広陵北体育館は築後40年以上が経過しているものの、大規模改修工事は未実施となっており、経年劣化が進んでいる箇所も見受けられる状況です。

そうした中、町内の体育施設の維持管理経費は、光熱水費や管理委託費などの物件費、施設修繕費が増加傾向にあり、老朽化による体育施設の大規模改修など、年々財政を圧迫することが予想されます。

しかし、体育館の使用料については、平成15年以降、約20年近く見直しが行われていないことから、使用料と維持管理経費の乖離が大きく、現在の使用料では維持管理経費の多くを公費で負担しなければ運営ができないのが現状となっています。

これら維持管理経費は町の税金で賄うことになり、町民全体が負担していることとなります。

このため、体育館の使用料の設定については、利用する人と利用しない人との均衡を考慮しつつ、負担の公平性を担保しなければならないと考えます。

このことから、施設の利用者に対して、適正な使用料を設定する中で、受益者負担を求めていく必要があります。

一方、サービスの提供については、効率的な施設運営や事務改善を図りながらコスト削減とスポーツ振興や社会福祉などのために、負担の軽減に努めていく必要があります。

こうしたことを踏まえ、広陵町体育施設使用料適正化検討委員会を設置し、体育館の使用料の現状を検証することで、持続可能な財政運営を確保するため、体育施設使用料の改定について慎重審議した結果、次に示す結論となりました。

1 体育施設の使用料の改定について

(1) 受益者負担の原則（公平性の担保）

施設を利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を担保するため、利用者に適正な相応分の負担を求めること。

(2) 緩和措置

現行の使用料を大幅に上回ることになり、利用者にとって大きな負担となるので、体育館（アリーナ）について緩和措置期間（1年間）を設定すること。

(3) 体育館の使用料の減免基準の適正化

スポーツ振興や社会福祉などのために、負担を軽減する必要がある場合には、減免措置の基準を設け、本来の公共施設の目的に沿った利用となるよう、適正化を図ること。

名 称	改定前	改定後
広陵町スポーツ協会	無 料	使用料の金額の2分の1
広陵町総合型地域スポーツクラブ	無 料	使用料の金額の2分の1
広陵町主催のスポーツ教室から移行した団体	無 料	使用料の金額

(4) 新たな負担軽減策

現行の使用料を大幅に上回ることになり、利用者にとって大きな負担となるので、65歳以上の者が所属するグループまたは65歳以上の者は、使用料を2分の1とすること。

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神障害者福祉法による手帳の交付を受けている人により構成されているグループは、使用料を2分の1とすること。

運動を通じて未就学園児を含めた子育て事業に携わるグループは、使用料を無料とすること。

2 改定後の広陵町立体育館使用料金表は別表のとおりとする。

3 体育施設使用料改定日

体育施設使用料改定の実施時期については、令和5年4月1日が適当である。

4 附帯意見

(1) 料金改定については、利用者に与える影響について十分考慮し、段階的な引き上げ等の検討に努めること。

(2) 前回の改定から約20年以上が経過していることもあり、体育施設の利用者に改定の必要性や改定内容を十分に周知徹底するよう努めること。

(3) 自治体を取り巻く社会経済環境は刻々と変化するため、ニーズや施設管理等に要する経費の変化等に配慮しながら、受益者負担の公平性を担保するため、常に検証を行い、定期的に使用料の検討を行い、必要に応じて使用料の改定すること。

(4) 人にかかる費用（コスト）と、物にかかる費用（コスト）の管理原価を圧縮することが使用料の低減につながるものと考え、経費の削減に努めること。

(5) 健康づくりや体力の維持・向上、仲間づくりなど、町民それぞれの目的やライフステージに合わせてスポーツを楽しみ、スポーツを通じた世代間の交流を育むことで、心身の健康の保持・増進を図ることができるよう、多様なニーズに対応したスポーツ機会の充実に努めること。

(6) 年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、誰もがスポーツをしたいときに気軽に取り組めるよう、地域スポーツの推進に取り組むこと。

別表1 広陵町立体育館使用料金表

▷広陵中央体育館

使用料金	
アリーナ全面	1時間につき1,200円
アリーナ片面	1時間につき600円
▷広陵町立体育館使用料金表	
格技場	1時間につき500円
卓球室	1時間につき1台200円
会議室	1時間につき200円
トレーニング	改定なし

▷広陵東体育館▷広陵西体育館▷広陵北体育館

使用料金	
アリーナ	1時間につき600円
▷広陵町立体育館使用料金表	
和室	改定なし

▷真美ヶ丘体育館

使用料金	
アリーナ	1時間につき600円
▷広陵町立体育館使用料金表	
会議室	1時間につき200円
和室	1時間につき150円

緩和措置

▷広陵中央体育館

改定前	改定後の使用料	改定年度の使用料 (緩和措置期間1年)	その後の使用料 (緩和措置期間終了後)
アリーナ 1時間につき200円	1,200円	800円	1,200円
		据え置き額400円	据え置き額 ー

▷広陵東体育館・広陵西体育館・広陵北体育館・真美ヶ丘体育館

改定前	改定後の 使用料	改定年度の使用料 (緩和措置期間1年)	その後の使用料 (緩和措置期間終了後)
アリーナ 1時間につき100円	600円	400円	600円
		据え置き額200円	据え置き額 ー

[参考資料]

広陵町体育施設使用料適正化検討委員会を次のとおり開催。

▷令和3年度広陵町体育施設使用料適正化検討委員会を5回開催。

委 嘱：8名

開催日：第1回令和3年10月20日 第2回令和3年11月24日

第3回令和3年12月22日 第4回令和4年1月27日

第5回令和4年2月25日

▷令和4年度広陵町体育施設使用料適正化検討委員会を1回開催。

委 嘱：10名

開催日：第1回令和4年7月20日 第2回令和4年8月8日

広陵町体育施設使用料適正化検討委員会委員名簿

団 体 等	氏 名	備 考
学識経験者	辰 巳 智 則	委員長
学識経験者	辻 正 夫	副委員長
社会教育委員	岡 田 誠 治	
スポーツ推進委員	西 井 康 浩	
スポーツ協会	増 田 辰 夫	
総合型地域スポーツクラブ	黒 川 浩 司	
利用者代表	田 中 祐 子	
利用者代表	太 田 啓 子	
一般公募	中 西 昌 美	
一般公募	吉 岡 千代美	